

越谷市マンション管理士派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存するマンションの適正な管理を促進するために実施するマンション管理士派遣事業（マンション管理士を管理組合等に対し派遣する事業をいう。以下「派遣事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するマンションであつて、市内に所在するものをいう。
- (2) 管理組合等 法第2条第3号に規定する管理組合、同条第4号に規定する管理者等、同条第8号に規定するマンション管理業者、管理組合又は管理者等が選任されていないマンションにおける区分所有者等その他マンションの管理業務を行う者をいう。
- (3) マンション管理士 法第2条第5号に規定するマンション管理士であつて、この要綱に基づき市が派遣する者をいう。

(相談事項等)

第3条 派遣事業における相談事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理組合等が管理するマンションの運営、管理規約等に関すること。
- (2) 管理費、修繕積立金等の財務に関すること。
- (3) 管理委託契約等の契約に関すること。
- (4) 修繕計画の作成及び修繕積立金等の設定に関すること。
- (5) 大規模修繕工事並びに長期修繕計画の作成及び見直しに関すること。
- (6) その他マンションの維持管理、管理組合等の運営及びマンションの

管理に関すること。

2 マンション管理士は、前項の相談事項について、管理組合等に対し助言を行うものとする。

3 派遣事業の利用は、管理組合等ごとに毎年度1回とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(事業対象者)

第4条 事業の対象となる管理組合等は、越谷市におけるマンションの適正な管理の促進に関する要綱（令和3年告示第120号）第3条の規定により届出を行った管理組合等とする。

(派遣の申請)

第5条 マンション管理士の派遣を受けようとする管理組合等は、越谷市マンション管理士派遣申請書（第1号様式）に市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(派遣の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、越谷市マンション管理士派遣決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(派遣事業の変更等の届出)

第7条 前条の規定によるマンション管理士派遣の決定を受けた者（以下「派遣決定者」という。）は、申請の内容に変更があったとき又は管理士の派遣を中止しようとするときは、速やかに越谷市マンション管理士派遣に係る変更（中止）届（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

(派遣決定の取消し)

第8条 市長は、派遣決定者が本事業の趣旨に反し、又は派遣の目的を達成することができないと認めたときは、その決定を取り消すことができ

る。

- 2 市長は、前項の規定により派遣決定を取り消したときは、越谷市マンション管理士派遣決定取消通知書（第4号様式）により派遣決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第9条 派遣決定者は、当該派遣が終了した日から14日以内に、越谷市マンション管理士派遣事業実績報告書（第5号様式）により市長に報告しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほかマンション管理士派遣事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。